

提出年月日（報告基準日以降の日付）を  
和暦または西暦で記載

年次報告書

東京都知事  
※都に本店登記のある企業は東京都知事宛に提出

令和 8 年 3 月 20 日

東京都知事 殿

郵便番号 163-80XX  
会社所在地 東京都新宿区西新宿  
X丁目 X番 X号  
会社名 株式会社 東京都産労  
電話番号 03-5320-XXXX  
代表者の氏名 代表取締役 東京 後継

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」とい  
う。）第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下  
記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
報告者の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
認定	認定年月日及び番号	令和 5 年 12 月 15 日 (5 産労商支認第 X 号)
	認定申請基準日	令和 5 年 10 月 15 日
	報告基準日	令和 8 年 3 月 15 日
	報告基準期間	令和 7 年 3 月 16 日から 令和 8 年 3 月 15 日
	報告基準事業年度	令和 7 年 1 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日

該当する種別にチェック。

【贈与の場合】

1 月 1 日～10 月 15 日の贈  
与：10 月 15 日

10 月 16 日～12 月 31 日の  
贈与：贈与の日

【相続の場合】

相続の開始の日の翌日から  
5 月を経過する日

認定書の文書番号。  
番号のみは不可。

贈与・相続税申  
告期限の翌日か  
ら起算して 1 年  
経過するごとの  
日（応当日）

- ①前年の報告基準日（1 回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
- ②今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度
- ③ ①と②の間の事業年度

※事業年度が 2 期にわたる場合、行を追加して記載。

※ 1 行に 2 事業年度をまとめて記入可。

例) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日

前回の報告基準日の翌日  
から今回の報告基準日を  
記載。  
なお、1 回目は認定申請  
基準日の翌日から。

(別紙 1)

第 二 種 **特例 贈与** 認定中小企業者に係る報告事項①  
(認定年月日：令和 5 年 12 月 15 日、認定番号：5 産労商支認第 X 号)

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	10,000 個
氏名	東京 後継	
住所	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c)	9,555 個 ((b)+(c))/(a)95.5%
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b)	8,000 個 (b)/(a) 80.0%
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)		7,000 個
<input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 ※贈与税（一般） <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 2 ※相続税（一般） <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 4 ※贈与⇒相続切替（一般）	<input checked="" type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 5 ※贈与税（特例） <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 6 ※相続税（特例） <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 8 ※贈与⇒相続切替（特例）	
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数		0 個 ※譲渡したものがあ る場合、取消事由に該当
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名) 東京産労ホールディングス(株)	住所(会社所在地) 東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号
		保有議決権数及びその割合 (c) 1,555 個 (c)/(a) 15.5%

小数点二桁以下は切捨て

該当する種別にチェック。

複数人いる場合は欄を追加。  
同族関係者株主が複数人の場合、(別紙参照)と記載し、別紙一覧表添付でも可。

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を中小企業における経営の承継の円滑化に関  
 与株式を認「法」という。) 第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈  
 与株式を認 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

該当する類型にチェック。

本申請に係る 株式等の贈与 が該当する贈 与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">           本申請に係る贈与が再贈与にあたる場合、記載が必要。         </div>			

### 3 認定中小企業者について

主たる事業内容	アルミ製品製造業
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	※減資を行った場合には、認定取消事由該当。 ただし、減少資本金額の全額を準備金とする場合及び欠損填補目的の減資（会社法第 309 条第 2 項第 9 号イとロに該当する場合）については、認定取消非該当。
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	25,000,000 円 ※資本準備金と利益準備金の合計額を記載
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	25,000,000 円 ※資本準備金と利益準備金の合計額を記載
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	※準備金の額の減少を行った場合には、認定取消該当。 ただし、減少準備金額の全額を資本金とする場合及び欠損填補目的の準備金の額の減少（会社法第 449 条第 1 項但書きに該当する場合）については、認定は取消非該当。

贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	10人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	10人
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※70歳未満の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付</li> </ul> </div>		
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b)	1人
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※70歳以上75歳未満の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険組合（協会けんぽの場合は日本年金機構）が発行する「健康保険の標準報酬月額（×賞与額）決定通知書」の写し及び「（同）改定通知書」の写しを添付</li> <li>・×「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ」</li> </ul> </div>		
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	1人
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>※75歳以上の従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間2ヶ月（報告基準日を含む）を超える雇用契約書及び給与明細書の写し（報告基準日を含む3か月分）を添付</li> <li>・上記書類に年齢の記載がない場合、年齢がわかる書類も添付</li> </ul> </div>		
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	2人

**【従業員数に係る留意事項】**

- ・下記PDFの従業員数証明書に係る項目を要参照
  - （贈与税）[doc\\_11\\_zouyo.pdf](#) 「5. 各贈与報告基準日における従業員数証明書」
  - （相続税）[doc\\_11\\_souzoku.pdf](#) 「5. 各相続報告基準日における従業員数証明書」
- ・他の従業員と比べ月の労働時間が4分の3に満たない短時間労働者は人数から除く。
- ・標準報酬月額決定通知書の代わりに、被保険者縦覧照会回答票（報告基準日後に取得のもの）の添付でも可。
- ・報告基準日からみて直前に通知を受けた標準報酬月額決定通知書（額改定通知、資格取得通知及び資格喪失通知）の写しを添付。
- ・使用人兼務役員の添付書類（①か②のいずれか）
  - ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）兼務役員確認済の印のあるもの」
  - ②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）兼務役員確認済の印がないもの」若しくは「兼務役員雇用実態証明書」及び「報告基準日を含む3か月間の雇用保険支払い状況が確認できる給与明細3か月分若しくは賃金台帳」

各贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数 の5年平均人数	1 回 目（令和7年3月15日）	(イ) 8人
	2 回 目（令和8年3月15日）	(ロ) 10人
	3 回 目（年 月 日）	(ハ) 人
	4 回 目（年 月 日）	(ニ) 人
	5 回 目（年 月 日）	(ホ) 人
	5 年 平 均 人 数	$((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5$ 人 ※5回目の年次報告時のみ記載（端数切捨て）。
<p>※5年平均人数が贈与の日又は相続開始の日の従業員数の8割を下回っている場合、5回目の報告基準日の翌日から4か月以内に、様式第27（特例承継計画に関する報告書）の提出が必要です。</p> <p><a href="#">特例承継計画に関する指導及び助言を行う機関における事務について</a></p> <p>6 ページ「4. 認定支援機関における事務② ——雇用減少の際の指導及び助言」参照。</p>		
贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名	令和7年3月16日から令和8年3月15日まで	東京 後継
	令和7年3月16日から令和8年3月15日まで	東京 次継
	年 月 日から 年 月 日まで	

報告基準期間を記入  
1 ページ目の「報告基準期間」欄と同じ期間

代表が複数の場合はそれぞれ記載。  
※認定を受けている、いないに関わらず、履歴事項全部証明書に記載のある代表者を全て記載。

<特別子会社>

申請会社とその代表者及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社

<特定特別子会社>

特別子会社のうち、申請会社とその代表者及び代表者と生計を一（同住所に住んでいる等）にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / <b>非該当</b>		
会社名	東京産労ホールディングス (株)		
会社所在地	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号		
主たる事業内容	アルミ製品小売業		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	東京 後継	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	(b) 300 個 (b)/(a) 30.0%
	東京 三代	東京都新宿区西新宿 Y 丁目 Y 番 Y 号	(b) 100 個 (b)/(a) 10.0%
	東京 先代	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%
	株式会社 東京都産労	東京都新宿区西新宿 X 丁目 X 番 X 号	(b) 100 個 (b)/(a) 10.0%
	同族出 内人	東京都千代田区大手町 X 丁目 Y 番 Z 号	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

特別子会社がない場合は記載不要  
○も不要

※上記の場合、「株式会社 東京都産労」（申請会社）、「東京 後継」（代表者（経営承継受贈者））、「東京 三代」（同族関係者）と「東京 先代」（同族関係者）で総議決権の過半数（記載例の場合、70%）を有しているため、特別子会社該当。

「株式会社 東京都産労」（申請会社）、「東京 後継」（代表者（経営承継受贈者））、及び代表者と生計を一にする「東京 三代」（同族関係者）の議決権数の合計が過半数に達していない（記載例の場合、50%）ため、特定特別子会社**非該当**。

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無 ※拒否権付株式（いわゆる黄金株）のこと	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
(*2)を発行している場合にはその保有者 ※後継者以外が有している場合取消事由該当	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

該当するものにチェック。

**例：事業実態要件を満たしている場合**

(別紙2)

**第一種 特例 贈与** 認定中小企業者に係る報告事項②

(認定年月日：令和5年12月15日、認定番号：5産労商支認第X号)

※報告者の種別(タイトル)・認定年月日・認定番号は記入必須

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)における特定資産等に係る明細表 ※この欄は記入必須				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
子会社の株式又は持分			(1) 円	(12) 円
			(2)	(13)
有価証券	運用型子会社に該当する特			

報告基準事業年度が2事業年度となる場合は、各事業年度について(別紙2)が必要

「事業実態要件」(以下の①～③の3つ要件すべて)を満たしている場合、  
 「内容」、「利用状況」、「帳簿価額」、「運用収入」及び(1)～(30)の欄の記入は不要  
 ①報告基準日において従業員(経営承継受贈者と生計を一にする親族を除く)が5人以上  
 ②報告基準日において従業員が勤務するための物件を所有、又は賃借している  
 ③イ～ハのいずれかの業務をしている  
 イ 商品販売等(商品の販売、資産の貸付又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるもの。)  
 ※資産の貸付けの相手方が「経営承継受贈者である場合」や「その同族関係者である場合」は非該当  
 ロ 商品販売等を行うために必要となる資産(上記②の事務所等を除く)の所有又は賃借をしている  
 ハ 上記イ及びロの業務に類するもの

施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的としない有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円

	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16) +(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円	
		損金不算入となる給与	(28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額を占める割合	(30)=(25)/(26) % <b>※損益計算書の売上の金額</b>	
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		XXX,XXX,XXX 円 <b>※この欄は記入必須</b>		

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

例：事業実態要件を満たしていない場合  
特定資産を記載する場合

(別紙2)

第 二 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②

(認定年月日：令和5年12月15日、認定番号：5産労商支認第X号)

報告基準事業年度が2事業年度となる場合は、  
各事業年度について(別紙2)が必要

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)における特定資産等に係る明細表

	種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*3を除く。)	<b>東京産労販売株</b> 100株	/	(1) 1,000,000円	(12) 0円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)		/	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	<b>A社株式</b> 1,000株 <b>B社投資信託</b>	/	(3) 1,000,000円 500,000円	(14) 80,000円 40,000円
不動産	現に自ら使用しているもの	<b>新宿区西新宿X丁目X番X号の土地</b> <b>同上の建物</b>	本社	(4) 500,000,000円 10,000,000円	(15) 0円
	現に自ら使用していないもの	<b>練馬区練馬X丁目Y番Z号の土地</b> <b>同上の建物</b>	賃貸用物件	(5) 100,000,000円 5,000,000円	(16) 2,000,000円

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	A ゴルフクラブ会員権	投資目的	(6) 3,000,000 円	(17) 0 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 500,000 円 200,000,000 円 10,000,000 円 5,000,000 円	(21) 0 円 0 円 500,000 円 0 円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	経営承継受贈者への貸付金		(11) 1,000,000 円	(22) 0 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7) +(9)+(10)+(11) AAA,AAA,AAA 円		特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) B,BBB,BBB 円	

※貸借対照表の資産の部の合計額

①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額。

②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額（直接原価方式）

※損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額

※期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。また、売却額がわかる資料を添付。

資産の帳簿価額の総額	(24) YYY,YYY,YYY 円	総収入金額	(26) ZZZ,ZZZ,ZZZ 円
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円
		損金不算入となる給与	(28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) 55.0%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 4.0%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		XXX,XXX,YYY 円	

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

(29) が70%以上もしくは(30) が75%以上であり、やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合は記入が必要です（事由に該当する旨を証する書類添付）。事由に係る説明は「中小企業庁マニュアル第7章用語・定義の10. 資産運用型会社（P10）」をご覧ください。

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

前回の年次報告時に該当していた場合は解消の有無について、チェックしてください。また、様式第11記載要領⑫を参照のうえ、解消した場合は証する書類を添付してください。